

# 平成25年玉村町議会第2回臨時会会議録第1号

---

平成25年4月30日（火曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成25年4月30日（火曜日）午後2時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成24年度玉村町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第4 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 日程第5 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第6 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）
- 日程第7 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第8 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第9 同意第2号 副町長の選任について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	笠原則孝君	2番	石内國雄君
3番	原幹雄君	4番	柳沢浩一君
5番	齊藤嘉和君	6番	筑井あけみ君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	町田宗宏君	10番	川端宏和君
11番	村田安男君	12番	高橋茂樹君
13番	宇津木治宣君	14番	石川眞男君
15番	島田榮一君	16番	浅見武志君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	教育長	新井道憲君
総務課長	高井弘仁君	経営企画課長	金田邦夫君
税務課長	月田昌秀君	健康福祉課長	小林訓君
子ども育成課長	佐藤千尋君	住民課長	山口隆之君
生活環境安全課長	齊藤治正君	経済産業課長	筑井俊光君
都市建設課長	高橋雅之君	上下水道課長	原幸弘君
会計管理者兼会計課長	松浦好一君	学校教育課長	川端秀信君
生涯学習課長	井野成美君		

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋則夫	局長補佐	石関清貴
主査	関根聡子		

## ○開会・開議

午後 2 時開会・開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は 15 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 25 年玉村町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（浅見武志君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第 127 条の規定により、11 番村田安男議員、12 番高橋茂樹議員の両名を指名いたします。



## ○日程第 2 会期の決定

◇議長（浅見武志君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る 4 月 26 日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

◇議会運営委員長（筑井あけみ君） 平成 25 年玉村町議会第 2 回臨時会議会運営委員長報告をいたします。

平成 25 年玉村町議会第 2 回臨時会が開催されるに当たり、去る 4 月 26 日午後 4 時より役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、承認 6 議案と同意 1 議案の 7 議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（浅見武志君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成 25 年玉村町議会第 2 回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日 1 日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。



○日程第 3 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(平成 24 年度玉村町一般会計補正予算 (第 7 号))

○日程第 4 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(平成 24 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号))

○日程第 5 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(平成 24 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))

◇議長 (浅見武志君) 日程第 3、承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (平成 24 年度玉村町一般会計補正予算 (第 7 号)) から日程第 5、承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (平成 24 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)) までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長 (浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号から承認第 3 号までを一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長 (貫井孝道君) 承認第 1 号 平成 24 年度玉村町一般会計補正予算 (第 7 号)、専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 29 日付で専決処分したもので、同条第 3 項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 233 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 114 億 394 万 4,000 円と定めるもので、特別交付税の増収に伴う地方債や財政調整基金繰入金の減額、事業費の確定に伴う国・県支出金等の変更、なお寄附金については関東精密鋳断株式会社ほか 2 件で、合わせて 211 万円の寄附をいただいたものでございます。

承認第 2 号 平成 24 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項により、平成 25 年 3 月 29 日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第 3 項の既定により本会議において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 40 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 1,226 万 4,000 円とさせていただくものでございます。後期高齢者医療

保険料は、年度末日までに収納したものを、その年度内に負担金として群馬県後期高齢者医療広域連合へ納めることとなっております。平成24年度は、収納額が予算額を上回りましたので、歳入を増額し、同時に広域連合へ納付する負担金に不足が生じたので、歳出も増額をしたものでございます。

承認第3号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日付で専決処分をさせていただいたものを、同条第3項の規定により本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,480万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,128万2,000円と定めるものでございます。主な内容としては、補助対象事業の縮小による国・県補助金の減額、並びに事業確定による建設費及び財源となる下水道事業債の減額でございます。

金額についてですが、歳入においては国庫補助金を250万円、下水道事業債を3,210万円、県補助金を20万円減額し、歳出においては特定環境保全公共下水道維持管理費を82万9,000円、公共下水道建設費を649万8,000円、特定環境保全公共下水道建設費を2,747万3,000円減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

日程第3、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成24年度玉村町一般会計補正予算（第7号））、これより本案に対する質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 5ページの地方交付税の増額の内容について説明をお願いしたいと思います。復興特別税の関係で、ちょっと新聞等にも載った関係がありますので、この経緯とその内容についてご説明をお願いします。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 5ページの地方交付税について説明をさせていただきます。

まず、これは特別交付税でありまして、そのうちの1つが震災復興の特別交付税、それが5億6,532万6,000円、もう一つが通常の特別交付税、これが交付決定になったために3,612万6,000円、合わせて6億145万2,000円の補正ということになります。よろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） この特別復興の交付税の使い道とか、それについては、その後の支出のほうで内容はわかるのですが、それについての新聞でちょっと話があった形があって、ちょっと、当然戻す必要はないのかなと思いますけれども、その辺のところをちょっとご説明いただきたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 戻すというのは返還をするかどうかという意味だと思うのですが、特別交付税については、当然国が決めてきたものでありますので、これを返還する義務はございません。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） その関連でお伺いしますが、この5億何ぼの特別交付税は、震災復興の財源から交付税として交付されたものと思いますが、それには間違いありませんか。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） そのとおりであります。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） そうしますと、その復興財源は、玉村町のクリーンセンターに使用すると、この特別交付税は。というと、玉村町のクリーンセンターはどのような復興のための支援をするのでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 震災があった後に、このような復興の特別交付税とか交付金のほうが決まってきたわけですが、平成24年度に復興財源のほうの交付金、特別交付税のほうが決まってきたところなのですが、玉村町につきましては、まだ炉の改修中でありまして、その中で改修が終わり次第、そちらの震災復興のための、要するに瓦れき処理のほうを、町民の理解が得られれば、そちらのほうは受け入れていきたいというような表明のもとに、この特別復興のほうの財源のほうを使わせていただいていたというところでありまして、昨年の8月ですか、国のほうが震災地のほうに、瓦れき処理のほうはほとんどそこで賄えるというようなことで、他県に、そちらのほうの瓦れき処理のほうは、もう他県では行わなくても大丈夫ですというような宣言が行われまして、玉村町、ほかの都道府県におきましても、そちらの瓦れき処理のほうは、それ以降は行わなくなったと。自分

の県、岩手県、宮城県、福島県ですか、そちらのほうの県の中で瓦れき処理ができる施設が整ったということでございます。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） そうしますと、国は瓦れき処理のための支援の財源として玉村町に交付金を交付したと、こういうことですね。そうすると、国のほうが、もう要らなくなった場合に、この復興のための財源は、そうでないほうに使ったということで問題にならないのですか。あるいは国が返還するようには町のほうに要求してこないのでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） そちらのほうは、国のほうにも確認してありますが、返還のほうの要求はしてこないということになっております。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第6 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
（玉村町税条例の一部改正について）

○日程第7 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第8 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）



◇議長（浅見武志君） 日程第6、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）から日程第8、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号から承認第6号までを一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付法律第3号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、独立行政法人森林総合研究所が行う仮換地の指定を伴う特定中山間保全整備事業及び農地用総合整備事業、これは旧緑資源機構から承継した事業でございます。が平成24年度中に完了したことによる規定の整備でございます。

承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付法律第3号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要は、地方税法附則第15条から第15条の3までの課税標準の特例のうち、都市計画税にも適用があるものへの規定の整備となっております。

承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付法律第3号で公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、特定世帯等に係る保険料について、その減額となる所得の算定に係る期限、5年間を恒久化するものでございます。また、世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険加入者が1人になった場合、国民健康保険料率のうち世帯別平等割額に係る特例措置を3年間延長し、5年間は2分の1、6年目から8年目につきましては4分の1を軽減するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

日程第6、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



## ○日程第9 同意第2号 副町長の選任について

◇議長（浅見武志君） 次に、日程第9、同意第2号 副町長の選任について、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第2号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、4月から副町長が不在となっておりますが、今般5月1日より、上之手687番地1にお住まいの重田正典氏を選任いたしたく、提案をさせていただくものでございます。

重田氏は、昭和46年3月に県立勢多農林高等学校を卒業後、4月に玉村町役場に入職され、民生課を皮切りに住民課、税務課、商工労働課、福祉課などを初めとする多くの職務を歴任され、平成15年には課長に昇格、要職を歴任され、3月には総務課長を最後に、この3月というのは今年の3月でございます。最後に定年退職されております。その間、県営ゴルフ場の開発、産業祭や花火大会の開催、ショッピングセンターテスコや特別養護老人ホームにしきの園の建設などを手がけられ、今日の町政発展に多大なる尽力をいただいております。

重田氏の知識や経験は非常に豊富であり、信望も厚く、長年にわたる町職員として磨かれた手腕を町政発展のためにこれからも十分発揮していただけるものと確信をしております。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◇議長（浅見武志君） 暫時休憩します。

午後2時25分休憩

---

午後2時26分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

---

◇

## ○新副町長挨拶

◇議長（浅見武志君） ただいま副町長に選任されました重田正典氏よりご挨拶をいただきます。

〔副町長 重田正典君登壇〕

◇副町長（重田正典君） 皆さん、こんにちは。ただいまご同意をいただきました重田でございます。この席は、3月のときに退職のときに皆様にご挨拶申し上げたところなのですが、こんなに早くまたこういう場所に立たせていただくとは思っておりませんでした。私、退職のときに申し上げた

とおり、42年という勤務年数だったのですけれども、それが1つの宝ということでございます。その経験を生かしまして、微力ではありますが、玉村町発展のために務めさせていただきますので、皆様のご指導とご協力をお願い申し上げまして、言葉整いませんが、挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

---

◇議長（浅見武志君） 暫時休憩します。

午後2時27分休憩

---

午後2時27分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

---

◇

### ○字句等整理委任について

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

---

◇

### ○閉 会

◇議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成25年玉村町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時28分閉会